

「自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門」

北海道大学経済学部橋本ゼミ二年 井上敦司

はじめに

私はリバタリアンではない…それが本書を十数ページほど立ち読みした時の私の率直な感想であった。当時の（つまり一ヶ月前の）私は、そもそもリバタリアニズムについて何も知らず、リベラリズムとリバタリアニズムを同一視してさえもいた。本著を手にとったのは、「自由はどこまで可能か」というタイトルに惹かれたからに過ぎない。私は現在表現規制問題に関心を持っており、その文脈で表現の自由について読むことが多い。しかし、私は自由について直観的な考えしか持たず、表現規制に反対する論理的根拠を持たないと感じたため、まず自由や権利について理解しようと決意した。

以下では本書の感想を章毎に書いていこうと思う。

第1章 リバタリアニズムとは何か？

本書の分類に従うならば、私はリベラルとリバタリアニズムの間にいる古典的自由主義者と言える。個人的自由は出来る限り尊重するべきと考える一方、経済的自由を軽んじるわけではないが、政府による介入をある程度は容認せざるを得ないと考えているからである。個人的自由の追求のためにはある程度の経済的余裕は必要であるが、完全な経済的自由を認めた場合、過度の競争によって労働者の給料の切り下げや長時間労働化が進み、自由の追求の余地がなくなるということが危惧されるからである。特に日本では、終身雇用制度が根付いていた名残からか、多くの場合離職や転職はキャリアダウンと直結するため、労働者が自由に職場を移動できるとは言えない。故に、政府によるある程度のコントロールは必要であると考えている。

第2章 リバタリアンな権利

自己所有権テーゼについての章。自己所有権テーゼとは「各人は自分自身の人身と能力の道徳的に正当な所有者である。それゆえ、各人は他の人々を侵害しない限りで、その能力を自分の好きなように用いる（道徳的）自由がある」（p35）という、リバタリアンの主張の前提となる命題である。私もほぼこれに賛成であり、「人が自分の身体への権限を持っているという主張は、人が自分の身体に値するとかしないとかいう問題ではなくて、各人が個性ある個々別々の人格として認められるには身体所有権を出発点とせざるを得ない」（p35）というノージックの主張が現実的であるように感じる。ともかく、自己所有権テーゼを基に、他者の権利を侵害しない限りで自身の自由権を行使できる。

私は自由権以外の基本権として、最低限の生存権は必要であろうと考えるが、どの程度までの生存権を保障すべきかについては明確な回答を持ってない。国が生存権を保証する場合に、その財源は税収に求めることとなるが、そもそも課税とは国家による、国民の権利の侵害にはかならないからである。

第3章 権利の救済と裁判

この章を読んだ時章立てについて疑問を感じた。確かに第2章で、リバタリアニズム的な自己所有権は、犯罪に対する刑罰を除き、自身の同意のない強制を認めないという特徴を説明しており、直後の3章でそれについて掘り下げることは妥当であると思われるが、国家による処罰の権限や、民間による大体的紛争解決（以下ADR）のサービス、無政府状態における法秩序の実現などについての議論を展開するのであれば、4章での政府についての議論の後にしたほうがよかったのではないかと感じた。

それはさておき、内容について触れると、私は刑事罰は犯罪抑止の観点からは必要であると考えているのだが、現代の刑事罰は、国家が犯罪者を罰することに力を入れすぎていて、被害者救済の意識が弱いように感じられる。刑罰自体に損害賠償の責任を内包させ、懲役刑などによって刑罰と同時に損害賠償をさせることが妥当であろう。死刑制度に関しても冤罪のリスクと懲役による損害賠償を目指させる意味では、廃止すべきであると考えられる。特に日本の代用監獄制度は、容疑者に自白を強要し冤罪の温床となっている側面があるため、死刑制度と代用監獄制度を両立するのは問題であろう。

また、国家の裁判制度の非効率性とサービスに関しては同意できる部分もある。日本の裁判は時間がかかりすぎて実行が遅いというのは事実であると思うが、ADRのサービスが信用に足るものなのかどうかに関しては疑問符がつく。御用学者という言葉があるが、大企業をクライアントとしてターゲットにし、大企業に有利な裁定のみを下すような大企業の御用ADRが生まれても不思議ではない。このようなことを考えると、ADRのサービスは、紛争当事者双方の合意がある場合にのみ有効であり、そうでない場合は従来通り国の司法に委ねるというあたりが妥当であると思われる。

また、本書には記載がなかったが、現代の司法の役割は裁判のみに留まらない。三権分立の観点から、司法には立法府である国会と行政府である内閣を監視する機能があるため、司法権を国家から民間に移管するということは、あまり現実的でないように考えられる。

第4章 政府と社会と経済

私は個人の自由を重視したいという考えから、政府や国家権力は必要悪であるというリバタリアニズム的な主張に賛同する。「前近代の多くの国家は、国民に税金を納め社会秩序を守る以上のことは要求しなかった。人々が義務を果たしている限り、国は彼らの生活に介入しなかったのである。ところが近代的な国家は、国民が自分の属する国家の歴史と文化に情動的に同一し、愛国心を持ち、国家的目的に協力するよう強制する。（中略）しかし

いくら民主的な国家であっても、そのような一体化への強制は正当でない。なぜなら国家は自発的な加入と脱退が不可能とはいえなくても極めて難しい団体であり、また個人の政治的活動が政治に影響を与える可能性もごく限られているからである」(pp 130～131) という著者の主張はまさにその通りであろう

このようなリバタリアン的な国家の捉え方に従うのであれば、私は移民や外国人労働者の受け入れには賛成でなければならないのだが、しかし私は直観的に移民の受け入れには反対である。矛盾していることは百も承知であるし、その矛盾の原因については考えていかなければならないと感じている。

第5章 家族と親子

この章において著者は、婚姻などの家族制度の法定に反対しているが、これは国家による家族形態の強制を排除したいリバタリアニズムの主張として理解できる。しかしそれは、一夫多妻制や一妻多夫制や群婚といった家族関係を容認することと同義である。私はこれを読んで、日本では LGBT の自由を求める運動は目にしても、一夫多妻制や一妻多夫制の自由を求める運動は殆ど聞かないことが不思議に思えてきた。寧ろ世界的に見れば、イスラム教国のように一夫多妻制を認める国の方が、同性婚を認める国よりも一般的であるにも関わらずである。この背景には、一夫多妻制や一妻多夫制をタブー視する風潮があるように見えるが、その背景についても今後調べてみたいと感じた。

第6章 財政政策、あるいはその不存在

リバタリアンは、介入主義者を、公共事業によって得られる「見えること」(利益)に囚われて、公共事業に投じたお金が別のところで使われていた場合に生まれていたであろう「見えないこと」(利益)を想像できないと批判する。公共事業は、民間では採算が取れない、言ってみれば非効率的な事業を国家が課税によって強制的に行う制度であり、それに使われたお金は別のより効率の良い部門で使われていれば、より多くの利益につながったということである。私は公共財の提供者として、国家の公共事業はある程度必要であると考えているが、見えることと見えないことの議論に関しては盲点であったと感じた。

現在ケインズ経済学による赤字財政の容認によって増大する国の赤字に対しては、国債の支払いを拒絶することで赤字を無くすと同時に国債の信用を無くし、以後の国債発行を1困難にするというリバタリアンの主張は、理解は出来るが、国家の信用度の低下やモラルハザードの原因になりうるため、現実的ではないだろう。

第7章 自生的秩序と計画

ハイエクが自生的秩序を重視する背景には、慣習法のような自生的秩序が、相互に利益を与えることで人々から自発的な協力を得て効力を持つものに対し、制定法は強制的に押し付けられるものだからであるということがある。しかし、ハイエクは、秩序形成の自由

価値を見出し、その結果が自由であろうとなかろうと構わない面で、秩序の内容の自由を求め、リバタリアンと対立する。個々人の計画の自由を尊重し、集団の計画の押し付けに反対するリバタリアンの主張は、私も賛同できる。

第8章 批判と疑問

著者はリバタリアニズムの疑問として、将来世代への配慮が欠如していることを挙げ、これに対する回答として、「自らの財産の所有権が他人の人身と財産を侵害する権利を含まないように、現在の世代の権利は将来の世代の人身を侵害する自由を含まない。また、最低限度の生活への機会も将来世代に保証されるべきである」(pp202~203)といったものを挙げている。具体的に言えば、土壌や森林などの再生可能な資源を再生不可能にしてしまうことは許されないが、化石燃料などの再生不可能な資源は使い切ってしまうても構わないというものである。筆者の主張は理解できるのであるが、これはリバタリアンには解決できない問題であると思われる。森林破壊はありとあらゆる時代のあらゆる地域において発生してきたし、それを免れた数少ない例である江戸時代の日本なども、幕府の森林開発規制によって森林を保護してきた。リバタリアニズムと政府による規制は相容れないものであるが、その矛盾をどのように解決するのかについて、著者は言葉を濁し、具体的な主張を回避しているように感じられた。

まとめ

本著を読み終えてなお、私はリバタリアニズムに賛同し得なかった。原因としては、まず著者も触れているところであるが、リバタリアンの主張は、人間の利他性を過大評価している傾向があるからである。リバタリアンは、リバタリアニズムはすべての当事者の暮らし向きをよくする一方で、その利益を享受できない人々が出現することは否定せず、そのような人々の救済に関しても、民間の利他的な作用を期待し、政府の介入を拒否する。しかし、個々人の利他性に期待しすぎるのは危険であるし、それが機能しない場合のための国家によるセーフティーネットは絶対に必要であると私は考える。

またリバタリアニズムが上手く行くのは、社会の人が全てリバタリアンである場合のみなのではないかと感じられた。実際の社会はそうではないため、リバタリアニズムの原理主義的な実践は困難であろうから、リバタリアニズムは妥協点を探るべきであろうと感じる。

以上の点から私はリバタリアンではなく、リバタリアニズム的な主張を部分的には肯定し、部分的には否定する。私は本著から、筆者の一貫したリバタリアンとしての主張と、それに対する反駁の根拠を論理ではなく直観に求めざるを得ない自分の思考能力の欠落を学んだ。それらを、私の求める自由のありかたを理解するために役立てていきたい。

(4535字)

参考文献

森村進（2001） 「自由はどこまで可能か リバタリアニズム入門」
講談社現代新書